

令和7年度長崎市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 議事要旨

1 開催日時 令和7年12月24日(水)19時00分～20時00分

2 開催場所 長崎市役所 11階中会議室

3 議題

(1) 報告事項

① 令和6年度の介護サービス等の状況について

② 第10期介護保険事業計画策定に係るスケジュールについて

(2) 審議事項

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査について

4 審議結果等

報告事項

1 令和6年度の介護サービス等の状況について

2 第10期介護保険事業計画策定に係るスケジュールについて

【委員】

介護サービス等の利用状況について、前年実績より下回っているという数字が出ているが、今後10年程度は後期高齢者の人口が伸びていくことを考えた時に、毎年実績を下回って、介護保険があるのにサービスがないという状況が、もうすぐ目の前にあるという数字ではないかと思う。

高齢者施設も職員の採用が難しく、サービスを継続していきたいが、決められた基準があるので、廃止せざるを得ない状況にある。長崎市として採用に関する取り組みを行うことは難しいと思うが、基準の中で最大限に事業所に寄り添った取り組みを今後お願いできればと考えている。

施設整備に関しては、以前であれば応募があった複数の計画の中から選定していたものが、現在は採点で60点ぐらい取れば全部選定されるような状況にあるのではないかと思う。サービスの質の部分でも心配になってくる。

新たに事業所ができれば、そこに採用がまた必要になってくる。先程の実績の説明にもあったように、新規の施設はできているが結局廃止もあるため、事業所全体としては減っている。スタッフが高齢化しているので、今後はこのような状況が相当加速していくのではないかと憂慮している。

長崎市として今後どのように取り組まれるつもりなのかをお聞かせいただきたい。

【事務局】

まず介護サービスの実績の状況について、介護認定率の資料を見ていただくと分かるように、5、6年前は24%ぐらいであった数値が、6年度の実績では21.5%になって

いるので、かなり認定率が改善されており、元気な高齢者が増えているということは、一つ言えると思う。

介護サービスの利用についての資料で、令和6年度実績が令和5年度実績よりも落ちている部分については、それぞれの事業所が目いっぱい、サービスの回数を制限していることもあると思われるので、目に見えない部分が落ちてきているというところがあると思う。

今後は、本当にサービスを必要とする方がサービスを受けられるようにしなければならない。人員基準で国が定めている部分はあるが、市町村が独自でできるような部分については、緩和すべきところは緩和していく必要があると思うので、そのような部分は分科会の中でも御審議いただきたいと考えている。

事業所の新規指定については、やはり訪問介護は、従事しているヘルパーの高齢化が見られ、また、介護報酬も前回の改定で下がっているのも、非常に経営的に厳しいと思う。そこについては、国にも報酬改定等について要望しているところであり、処遇改善や報酬改定も臨時で行われる予定である。

施設整備については、新規で募集すると、以前は募集した数の倍ぐらいの応募があった。それがどんどん少なくなり、ここ4、5年の間で、建設物価の高騰、介護人材の不足など様々なことが重なって、今のような状況になっている。補助金の増額など市として何かできることがあれば検討していきたい。

75歳以上の高齢者は2035年まで増える予定であり、一定の施設整備は必要となるので、皆様から色々な御意見をいただきたいと思っている。

【委員】

高齢化率と介護認定率については、おそらく地域差がすごくあり、事業所の整備や廃止というのも地域差がある。色々なところに地域差が結構生じていると思うので、そこを見ていくと特徴が出てくるのではないかなと思う。

【事務局】

市の中心部と北部は介護サービスが非常に充実しているが南部は介護サービスが少ない。認定率についても、地域包括支援センターが20か所あるが、地域包括支援センターごとの認定率を見ても、かなり地域差が生じており、その分析をする必要があると思う。

サービスの基盤についても地域差があるので、各地域の後期高齢者数なども踏まえて、判断していきたい。

審議事項

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査について

【委員】

在宅介護実態調査について、調査票の送り先が介護を受けておられる方、要支援・要介護認定を受けている方を対象として調査を実施するとされているが、実際にはその本人がそのまま調査回答を書くということはなかなか難しいと思う。御家族やケアマネジャーに回答を書いていただくということなのか。要支援要介護認定を受けている方は、そのようなサポートを受けて回答することになるのか。

【事務局】

介護を受けている方が調査回答を書くことができない状況にある時には、ケアマネジャーや御家族のサポートを受けて回答を書いていただいて構わない。

実際に前回や前々回の調査では、そのような説明を調査票の中に記載している。今回も周知をするように考えている。

【委員】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について、「問 1 1 認知症について（6）あなたが亡くなった際に、財産の整理や死後の手続き等を任せられる人はいますか」の質問が「認知症について」というカテゴリの中に入っていることに違和感がある。亡くなった場合のこととなると、「ACP」や「人生会議」のカテゴリの方が関連してくるのではないかと。

【事務局】

この質問を追加した背景には、国が、身寄りがない高齢者等の支援が非常に問題になってきているということで、モデル事業等を実施し対応を進めていることを受けてであるが、私どもの頭に任意後見制度などがあったため、「認知症について」のカテゴリに含めていた。

今回、他の委員の御意見もいただいて、「ACP」のカテゴリの方がよいということであれば、見直しをさせていただきたい。よろしければ、他の委員の御意見もお聞かせいただきたい。

【委員】

認知症ではなくても、お一人で身寄りがなく、亡くなられた後とか、その整理をどなたに頼めばいいとか、病院で亡くなられた方で市にお世話になる案件とかあるので、そのようなことも含めて考えると「認知症」だけに関連するものではないと思う。

【委員】

「ACP」に関する内容なので、「ACP」のカテゴリに含めたほうがよいと考える。

【事務局】

御提案いただいたとおり「ACP」のカテゴリに含めるよう変更する。

【委員】

死後のことを「認知症」に入れるのは違和感がある。

また、本調査の「問10（2） 認定を受けなくても受けられるサービスがあることを御存知ですか」という質問について、「一部を知っている場合」、「全部知っている場合」、「何も知らない場合」があるので、回答に困るのではないかと思う。質問の趣旨としては「認定を受けなくても受けられるサービスがありますが、そういうことを知っていますか」というところが主眼だとしたら、括弧書きで、説明を加えたほうが分かりやすいと思う。

【事務局】

この質問を提示している理由は、「このような事業があるということを知っていただきたい」という啓発の要素も強くあるので、御提案いただいたように整理する。

【委員】

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の調査対象が介護認定を受けていない高齢者8,000人とあるが、地区ごとの対象者の選定はどのようなになっているのか。

地域性を見ることができる形なのか、お聞きしたい。

【事務局】

20圏域に各圏域400件を抽出して送付する（合計8,000件）。100%の回答率は難しいが、ある程度の調査の精度を確保できていると考えている。